

鹿児島地方最低賃金審議会運営規程

(昭和34・6・30 鹿児島地方最低賃金審議会第1回会議にて議決)

(規程の目的)

第1条 この規程は鹿児島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という）は、会長が必要と認めたときのほか、労働局長又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前に会長に通知しなければならない。

3 会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも1週間前までに通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事要旨は、原則として公開とする。

（意見及び建議の提出）

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書、又は議決書をそれぞれ議事録の写しを附してその都度労働局長に送付するものとする。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

改正	平成8年4月23日
改正	平成9年9月11日
改正	平成12年5月9日
改正	平成13年8月1日
改正	令和3年7月2日
改正	令和5年7月6日